

寒川町臨時職員の給与等に関する規則新旧対照表

[illegible]

法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

(4)～(6) (略)

(7) 日常生活を営むのに支障のある者(正規の職員の例により任命権者が定める者に限る。以下この号_____において「要介護者」という。)の介護その他の世話を行う臨時職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年度につき5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない臨時職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者の定める時間)の範囲内の期間

(8) 要介護者の介護をする臨時職員が、当該介護をするため_____

_____勤務しないことが相当であると認められる場合 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態(次項第3号において「要介護者各々に係る一の要介護期間」という。)にある間において連続する93日(当該状態となつた日前において当該臨時職員が当該要介護者についてこの号の休暇を使用したことがある場合にあつては、93日からその使用の状況を考慮して別に定める日数を差し引いた日数)の範囲内の期間

(加える)

準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

(4)～(6) (略)

(7) 日常生活を営むのに支障のある者(正規の職員の例により任命権者が定める者に限る。以下この号から第9号までにおいて「要介護者」という。)の介護その他の世話を行う臨時職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年度につき5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない臨時職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者の定める時間)の範囲内の期間

(8) 要介護者の介護をする臨時職員が、当該介護をするため、任命権者が、臨時職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合 指定期間内において必要と認められる

_____期間

(9) 要介護者の介護をする臨時職員が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期

(9) (略)

(10) 臨時職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(第4号 _____ 及び前号に掲げる場合を除く。)一の年度において任命権者の定める期間

3 第1項第3号並びに前項第5号から第7号まで及び第9号に掲げる休暇を与えるものとする臨時職員は、次の各号に掲げる休暇ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 第1項第3号及び前項第9号に掲げる休暇 6月以上の任期が定められている臨時職員又は6月以上継続勤務している臨時職員

(2) 前項第5号及び第6項に掲げる休暇 1週間の勤務日が3日以上とされている臨時職員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている臨時職員で1年間の勤務日が121日以上あるものであつて、6月以上の継続勤務をしているもの

(3) 前項第7号に掲げる休暇 要介護者の介護をする臨時職員が要介護者各々に係る一の要介護期間にある間に初めて当該休暇の承認を請求した時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、任命権者を同じく

間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する3年の期間内において1日につき2時間(当該臨時職員について1日につき定められた勤務時間から任命権者が定める時間を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる期間

(10) (略)

(11) 臨時職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(第4号、第5号及び前号に掲げる場合を除く。)一の年度において任命権者の定める期間

3 第1項第3号並びに前項第6号から第9号まで及び第11号に掲げる休暇を与えるものとする臨時職員は、次の各号に掲げる休暇ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 第1項第3号及び前項第11号に掲げる休暇 6月以上の任期が定められている臨時職員又は6月以上継続勤務している臨時職員

(2) 前項第6号及び第7号に掲げる休暇 1週間の勤務日が3日以上とされている臨時職員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている臨時職員で1年間の勤務日が121日以上あるものであつて、6月以上の継続勤務をしているもの

(3) 前項第8号に掲げる休暇 同号に規定する申出の

時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、任命権者を同じく

する職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、要介護者各々に係る一の要介護期間において初めて当該休暇を使用しようとする日から起算して93日を経過する日を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれるもの（当該日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかであるものを除く。）

（加える）

～ 略 ～

する職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、当該申出において、指定期間の指定を希望する期間の初日

から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないものが明らかでないもの

（4） 前項第9号に掲げる休暇 初めて同号の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるもの

～ 略 ～

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。